

高度地区の解説（31m 高度地区・空間創出型高度地区）

正誤表

項目	場所	誤	正
31m第7種高度地区	補足説明	「20メートルを超える建築物が敷地内にある場合でも、20メートルを超えない建築物については、「建築物の用途」の制限を受けません。」	削除
31m第8種高度地区	補足説明	記載なし	「特定用途と特定用途以外の用途の共用部分は、それぞれの床面積に応じて案分して算定してください。」
31m第10種高度地区	補足説明	「「建築物の性能」の制限を受けません。」	「「建築物の環境性能」の制限を受けません。」
空間創出型高度地区	補足説明	記載なし	「特定用途と特定用途以外の用途の共用部分は、それぞれの床面積に応じて案分して算定してください。」
31m第7種高度地区、31m第8種高度地区、空間創出型高度地区	補足説明	「「店舗」とは、建築基準法施行規則別記様式別紙に定める用途を示す記号の、08438、08440、08456、08458、08460を指します。」	削除

※ 現在ホームページに掲載している高度地区の解説（31m 高度地区・空間創出型高度地区）は、これらの修正を反映しています。